

豊橋市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第8号

豊橋市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則

豊橋市教育委員会教育長職務代理者指定規則（昭和47年豊橋市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該在職する間においては、この規則による廃止前の豊橋市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。